

千葉県教育委員会文化財等貸出し等要項

(趣旨)

第1条 この要項は、千葉県教育委員会が文化財等の貸出し等をするために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要項において文化財等とは、以下のものをいう。

- (1) 文化財保護法第105条の規定により県に帰属した文化財で、千葉県教育委員会が保管しているもの
- (2) 埋蔵文化財の発掘調査及び整理作業の過程で作成した記録類、試料等のうち、千葉県教育委員会が保管しているもの
- (3) 千葉県の文化財に関する画像資料等のうち、千葉県教育委員会が保管しているもの

(申請)

第3条 文化財等の貸出しを受けようとする者は30日前までに文化財等借用申請書(別記第1号様式の1)、試料の提供を受けようとする者は30日前までに文化財等試料提供申請書(別記第1号様式の2)、調査・撮影・掲載しようとする者は30日前までに文化財等調査・撮影・掲載申請書(別記第1号様式の3)を提出しなければならない。

- 2 当該文化財等の原所有者が千葉県以外の者である場合は、申請者はあらかじめ当該原所有者の了解を得なくてはならない。

(承認)

第4条 千葉県教育委員会は、前条の申請があった場合において、当該文化財等の貸出し等が本県の文化財等の広報・普及・学術研究上有意義であり、教育委員会の事業に支障がないときは、これを承認することができる。

(承認書の交付)

第5条 文化財等の貸出しを承認したときは、申請者に対し、文化財等貸出し承認書(別記第2号様式の1)を、試料提供を承認したときは、文化財等試料提供承認書(別記第2号様式の2)を、調査・撮影・掲載を承認した時は、文化財等調査・撮影・掲載承認書(別記第2号様式の3)を交付するものとする。

(条件)

第6条 文化財等の貸出し等を承認する場合には、条件を付するものとする。

(借用書等の提出)

第7条 文化財等を貸出しする場合においては、申請者から借用書(別記第3号様式の1)を徴し、これと引き換えに当該文化財等を引渡すものとする。試料提供を行う場合においては、申請者から試料受取書(別記第3号様式の2)を徴する。

- 2 当該文化財等が返還されたときは、これと引換えに前項の借用書を返付する。

第8条 この要項に定めるもののほか、文化財等の貸出し等に関し必要な事項は、千葉県教育委員会が定める。

附則 この要項は、平成29年4月19日から施行する。

附則 この要項は、令和3年10月13日から施行する。